

「個人番号がわかるものおよび身元確認書類」のご案内

- ※ 申請の際には、1および2についてそれぞれ書類が必要となります。
- ※ 代理の方が来所される場合は、本人(申請者)の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーカード等の原本の提示が必要です。

1 個人番号(マイナンバー)がわかるもの

申請者(本人)の個人番号(マイナンバー)がわかるものをご提示ください。

申請者が20歳未満の場合は、扶養義務者の個人番号も必要です。

また、特別障害者手当、障害児福祉手当は、申請者の年齢にかかわらず、配偶者、扶養義務者の個人番号も必要です。

マイナンバー確認書類(下記からいずれか1点)

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード（記載事項と住民登録の内容が一致するものに限る。）
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

※個人番号通知書は、確認書類とはなりません。

2 来所者(本人または代理人)の身元確認ができるもの

[ア]の中から1点、または、[イ]の中から2点ご提示ください。

[ア]身元確認書類①(いずれか1点)

| | |
|-----------------------|--------------|
| ・マイナンバーカード | ・精神障害者保健福祉手帳 |
| ・運転免許証 | ・パスポート |
| ・身体障害者手帳 | ・特別永住者証明書 |
| ・愛の手帳、療育手帳 | ・在留カード |
| ・官公署から発行された写真つき証明書 など | |

[イ]身元確認書類②(①を提示できない場合、いずれか2点)

| | |
|---------------|---------------|
| ・健康保険証（資格確認書） | ・介護保険被保険者証 |
| ・国民年金手帳、年金証書 | ・児童扶養手当証書 |
| ・特別児童扶養手当証書 | ・官公署が交付した証 など |

※健康保険証に係る「資格情報のお知らせ」は、確認書類とはなりません。